

2024年12月8日(日)

おゆみ野はたる会 令和6年度 第9回役員会議事録

【日時】 令和6年12月8日(日) 13:00～15:00

【場所】 おゆみ野ふれあい館 2階 サークル室3

【出席者】 (会長)菅澤 (副会長)平島、深山 (書記)金坂[記] (会計)今
(班長)狩野、秋山、長島(欠席)、佐藤、浅野(欠席)、三宅 敬称略

【議事】

1. 提出書類等

- (1) 令和6年度歳末たすけあい募金
 - ① 支払済(5,000円)
- (2) 門松カード購入申し込み
 - ① 回覧世帯の282世帯分(564枚)で申し込み⇒100枚不足
 - 不足分100枚届いた。(12月回覧)
 - ② 振込依頼書
 - 支払済
- (3) 防犯パトロール隊表彰について
 - ① 申請(する・しない)の確認
 - 申請しないとする。
- (4) 自治廃棄物適正化推進員報酬費振込先依頼書及び活動報告書提出について
 - ① 自治廃棄物適正化推進員(今)
 - 12/20までに振込先依頼書及び活動報告書の提出をお願いした。

2. 回覧物

- (1) 防犯カメラ設置に向けた準備状況について
- (2) 門松カード配布の件
- (3) 県警だより 2024冬号
- (4) おゆみ野だより 12月号(南警察署鎌取駅前交番)
- (5) 移動交番だより 12月号(千葉南警察署移動交番)
- (6) ゆいゆい おゆみ野 69号
- (7) ちばし社協だより 127号
- (8) 確定申告のお知らせ
- (9) 年末・年始のごみ収集について
- (10) どこシル伝言板をご存じですか?
- (11) <参加者募集>おゆみ野四季の道駅伝大会2025
- (12) おゆみ野四季の道駅伝大会 道路交通規制御協力をお願い
- (13) 竹除伐運搬処理のお知らせ
- (14) 羽田空港のこれから ニュースレター地域特別号 2024年秋

3. 連絡事項

(1) おゆみ野地区連協(12/1(日)会長会より)

① さくらさくさくウォークラリー

- 2025年再開(最後の開催は2019年)
- 高齢者の参加も考慮したイベントにする予定
- 日程は今後決定

② おゆみ野四季の道駅伝実行委員会より

- 募集案内と道路規制のお願い
- 2/16開催(12/25参加締め切り)
- 9:30~12:00まで遊歩道で一部交通規制

③ 社会福祉協議会おゆみ野地区部会より

- 会費納入のお礼
- 認知症見守り

(ア) どこシル伝言板

- ① 千葉市より対象者に衣類やカバンに付けるシールを購入
- ② 徘徊等があった場合はQRコードの読み取りや番号の連絡で通知できる
- ③ 平成30年から実施して緑区の高齢者40名登録している

④ 防犯講話(千葉南警察署)

- 緑区内は自転車の犯罪が多い
 - (ア) 鎌取駅が多い
 - (イ) 2重ロックが有効
- 強盗
 - (ア) 対策
 - ① 戸締りをする
 - ② 防犯フィルムを張る
 - ③ 補助錠をつける・・・など
- 防犯カメラの設置
 - (ア) 市川市は市で100台設置
 - (イ) 防犯カメラのメリット
 - ① 犯罪抑止
 - ② 犯人検挙につながる
- 電話de詐欺
 - (ア) 留守番電話にする
 - (イ) 着信拒否にする
 - (ウ) 電話がかかっても家族情報や個人情報伝えない
 - (エ) 自宅に現金を置かない
 - (オ) 訪問販売はインターホンで対応(扉は開けない)
 - (カ) 即日契約はしない
- 闇バイト
 - (ア) SNSで募集(以下のキーワードに気を付ける)

- ① 高額報酬
- ② 即日即金
- ③ ホワイット案件

➤ 緑区内の電話 de 詐欺について

(ア) 令和 5 年度に千葉県内で 1,310 件、約 29 億 6,600 万円の被害

(イ) 令和 6 年度 緑区内は 10 月現在で 5 件(前年同月比-4 件)

被害金額 2,341 万円(前年同月比+342 万円)

- 1. オレオレ詐欺 2 件
- 2. 還付金詐欺 1 件
- 3. 架空請求詐欺 1 件
- 4. 金融商品詐欺 1 件

(2) おゆみ野ふれあい館予約調整会議

① 予定通り予約完了

② ① 2/9(日)、3/16(日)、4/20(日)、5/11(日)、6/8(日)

※1 月予定なし

※時間は、2/9 は 10:00～12:00 3/16 は 13:00～17:00(引継ぎのため)

(3) 政治家による寄付の禁止について(千葉市選挙管理委員会)

① 別紙参照

(4) 自治会要望事項の回答状況

No.	要望事項	依頼先	回答状況
1	防犯カメラ設置	地域づくり支援課	未
2	歩道における芝張の依頼	緑土木事務所	未
3	カーブミラーの設置要望 1	緑土木事務所	設置位置は、向かい側の伊藤様宅の前で進めていただく予定
4	カーブミラーの設置要望 2	緑土木事務所	カーブミラーの設置基準を満たしていないので設置不可との回答
5	墓地のブロック塀	地域づくり支援課	未

4. 新規入会・退会の状況について

(1) 新規入会・退会の状況確認

① 1 班

② 2 班

➤ 正会員

(ア) 1 軒引っ越し済

➤ 準会員

(ア) 1 軒引っ越し済

(イ) 今後もう1軒引っ越し予定

③ 3 班

④ 4 班

➤ 正会員

(ア) 1 軒引っ越し(退会については要確認)

⑤ 5班

5. 防災倉庫について

(1) 備品購入

① 12月～1月で購入予定

(2) 防災倉庫棚卸

① 全員参加

② 実施日:2/9 13:30～(午前中は役員会)

③ 予備日:2/16 9:00～(悪天候等により実施できない場合の予備日)

④ 当日は動きやすい服装で参加のこと

6. 防犯カメラについて

(1) 状況確認

① 11/20 防犯カメラ設置許可の連絡あり

② 12/1 おゆみ野地区連協よりプレート受領

③ 12/26 防犯カメラ設置工事(防犯パトロール隊長立ち合い)

④ プレートの設置の交渉

➢ アパート管理会社(2社)から許可を得た。

➢ 緑公園緑地事務所から取り付け可能との連絡あり

(ア) 都市公園内行為占用申請書の作成

(2) おゆみ野ほたる会防犯カメラ管理規程(案)

① 見直し内容の確認

➢ 一部見直し⇒見直し完了

➢ 防犯カメラの設置完了報告に加え、管理規定および別紙1を2月の回覧で通知する。

7. 町内清掃、防災訓練について(12/15開催)

(1) 参加者(防災訓練:グループ分 (A)1+2+5班 32人、(B)3+4班 32人)

班	世帯数	大人	子供	防災訓練のみ	町内清掃のみ	両方	計
1班	14	30	1	0	23	8	31
2班	15	21	1	0	3	19	22
3班	18	44	4	0	32	16	48
4班	25	35	2	0	21	16	37
5班	28	30	7	0	32	5	37
計	100	160	15	0	111	64	175

① 当日、参加実績数(世帯数、大人・子供人数)を確認する。

(2) タイムスケジュール確認

① 別紙参照

➢ 12/15は三宅班長、浅野班長が欠席、秋山班長が9:30までとなる。

➢ 5班の受付は深山副会長が担当する。

- 防災倉庫前に余ったゴミ袋を設置し、ゴミ袋が不足した場合に自由に利用できるようにする。
- 防災訓練では、受付を行わず、参加者の人数のみを確認する。(平島副会長が担当)
- 飲み物は、他のイベントで余った分を考慮して準備する。
- 防災訓練の班分けは、当日の参加状況に応じて行う。

8. 避難所運営委員会

(1) 報告事項

① 12/7 会議の報告

- 3/1 までに次期避難所運営委員の担当を連絡するとのことだが、ほたる会の引き継ぎが3/16のため、報告ができない旨を会長から避難所運営委員会の委員長に連絡する。

9. 令和6年度定期総会の確認

(1) スケジュール

- ① 日程: 2025/4/6(日)
- ② 時間: 2時間(今回は 13:00~15:00)
- ③ 場所: 鎌取コミュニティセンター

(2) 会場の予約

① 千葉銀行おゆみ野センターに連絡

- 現在、千葉銀行おゆみ野センターの大規模工事により工事業者の部屋として利用しているため、ちばぎんおゆみ野ホールは当面の間利用できないとのことです。(数年かかる見込み)

(ア) 鎌取コミュニティセンターを予約する予定

- ① 4月分の予約は1/4の9時以降で受付開始

② 予約時間の検討

- 総会開始の1時間前からの予約を検討(準備などが必要となるため)
- 希望時間(総会10時開始の場合は9時~13時、14時開始の場合は13時~17時)
 - (ア) 第1希望: 9時~13時
 - (イ) 第2希望: 13時~17時

10. 役員手当の見直しについて

(1) 見直し(する・しない)の検討

- ① 見直しすることとする。

(2) 手当金額の検討

① おゆみ野ほたる会細則 第1章 会計 第1条(現行)

- 自治会会則第27条2項に定める役員に対する手当は月額200円、年2400円とし、その支払いは9月に行う。中途退任及び就任の場合は、その期間に応じ月割りにて支払う。

② 変更案

➤ 自治会会則第 27 条第 2 項に定める役員手当について以下のとおりとする。

1. 会長：月額 1,000 円、年額 12,000 円

2. その他の役員：月額 200 円、年額 2,400 円

手当の支払いは当該年度の 2 月に行うものとする。なお、中途退任または中途就任の場合は、その在任期間に応じて月割りで支払う。

(3) 会員の義務を含めた会則見直しについて

① 手当金額の変更については、上記の変更案に基づき細則を見直す。

② 会員の義務の会費納入に関する変更については、細則の追加ではなく、第 8 条への追記とする。

11. 課題・要望事項の管理について

(1) 検討状況確認

12. その他

(1) その他検討事項(あれば)

13. 次回会議日程

(1) おゆみ野ほたる会役員会

① 出席者 役員全員

② 場所 おゆみ野ふれあい館サークル室3

③ 2/9(日) 10:00～12:00

※1 月中に緊急の回覧がある場合は班長に配布する。

以上